

平成 18 年 5 月 31 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 16 番 11 号  
会 社 名 株式会社アエリア  
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介  
(コード番号：3758)  
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 須田 仁之  
電 話 番 号 03-3587-9574  
( URL <http://www.aeria.jp/> )

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は取締役及び使用人が法令及び定款その他社内規程を遵守して業務の執行を行う。
  - (2) コンプライアンスに関する周知・説明を行い、社内研修を実施するなどして、取締役及び使用人のコンプライアンス意識を高める。
  - (3) 内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 法令及び文書管理規程その他社内規程に基づき文書・資料及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
  - (2) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理・保存を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 各担当取締役は、各部門におけるリスク管理体制の整備を推進するとともに、その実施状況を取締役会及び監査役に報告する。
  - (2) 内部監査部門が定期的に各部門に対して内部監査を行い、代表取締役社長及び監査役にその監査結果を報告し、各担当取締役はリスク管理体制の見直し・改善を行う。
  - (3) 不測の事態が発生した際は、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、事態の把握に努め、損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 定時取締役会を毎月 1 回開催し、必要ある場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
  - (2) 取締役、執行役員及び子会社取締役等により構成される経営会議兼執行委員会を毎週 1 回開催する。
  - (3) 組織規程及び業務分掌規程に基づいて各部門の責任者に権限を委譲し、合理的かつ効率的に業務を遂行できる体制をとる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社管理規程に基づいて子会社を管理し、定期的に子会社との連絡会議を開催して情報交換を行い、当社グループ全体の利益最大化を促進する。
  - (2) 当社内部監査部門が子会社の監査を行うことで、グループ全体での業務の適正を確保する。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を補助すべき使用人として指名することができる。

- (2) 監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関する指揮権は監査役に移譲したものとし、当該使用人に関する人事異動及び考課については、取締役会と監査役との協議の上決定するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会規程及び内部情報管理規程に基づき、取締役及び使用人は当社及び当社グループに関する重要事項について監査役へ遅滞なく報告するものとし、監査役は取締役及び使用人に対して当該重要事項の報告を求めることができる。
  - (2) 監査役は、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
  - (3) 内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
  - (4) 取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役が職務遂行上、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

以上